

3. 生徒の派遣に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、高等学校教育の一環として、教育的諸行事への生徒派遣に関し、必要な事項を定める。

(派遣の決定)

第2条 派遣は、高体連、高文連、高野連、その他本校が加盟する諸連盟または教育的諸機関から推薦があり、教育上必要であると認められる場合に、職員会議を経て、校長が決定する。派遣を行う際には、原則として派遣2週間前までに代表者が派遣者名簿を作成し、名簿に記載されている生徒の担任に第3条の各項目について確認を行った後、教頭に名簿を提出し、派遣生徒の報告を行う。

(代表の失格)

第3条 次の各項のいずれかに該当する者は、対外行事への出場資格を失う。

- 1 懲戒処分中の者は対外行事の出場資格を失う。
- 2 学業成績及び勤怠状況について、次の各号のいずれかに該当する者については対外行事の出場資格を失う。

(1) 学業成績について

ア 各学期の成績に評定35点未満の科目のある者については当該学期の成績判定会議後の最初の対外行事への出場資格を失う。学年度末の判定会議において成績の評定が「1」となった場合は成績判定会議直後の対外行事への出場資格を失う。また、3月の追認検査においても単位を取得出来なかった者については追認検査直後、もしくは次年度の最初の対外行事への出場資格を失う。単位保留懸念及び単位保留科目の数は問わない。

(2) 勤怠状況について（必修講座を含む）

ア 前学期又は当該学期の派遣時までの無届欠席が4日以上の者。
 イ 前学期又は当該学期の派遣時までの無届欠課が5回以上の者。
 ウ 前学期又は当該学期の派遣時までの早朝講座の遅刻及び無届欠課が8回以上の者。

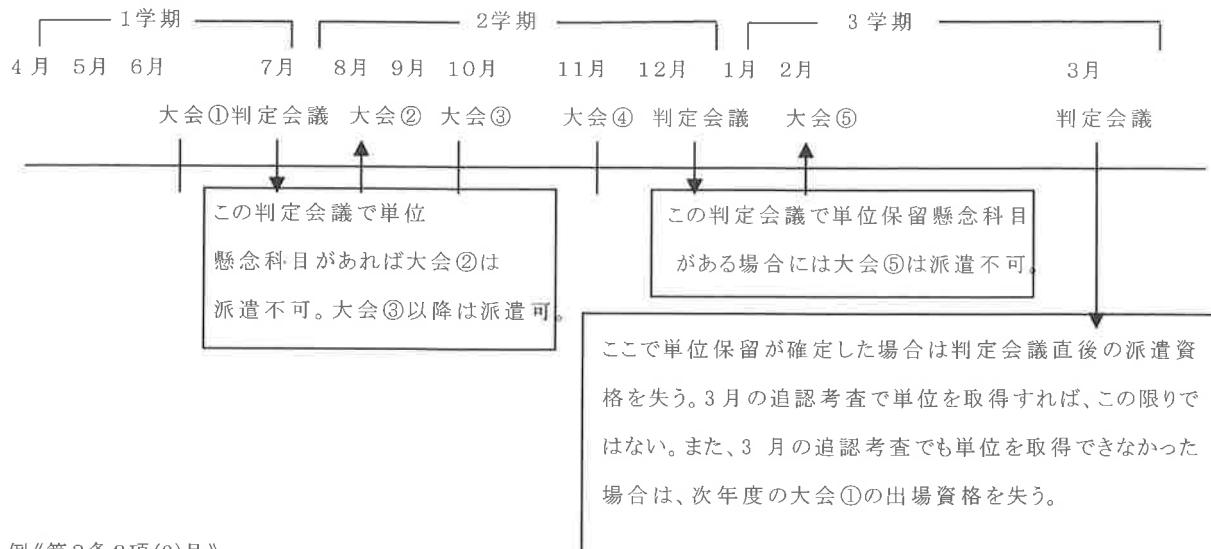
なお、上記2号（「勤怠状況について」）に抵触し派遣の資格を失った場合、次回からの派遣については対象となった遅刻、欠課、欠席等の回数は0回として扱う。

また、上記(1)、(2)号に同時に抵触した場合には、直後の対外行事への派遣のみの資格を失う。その後、状況が改善していればそれ以降の派遣については不問とする。

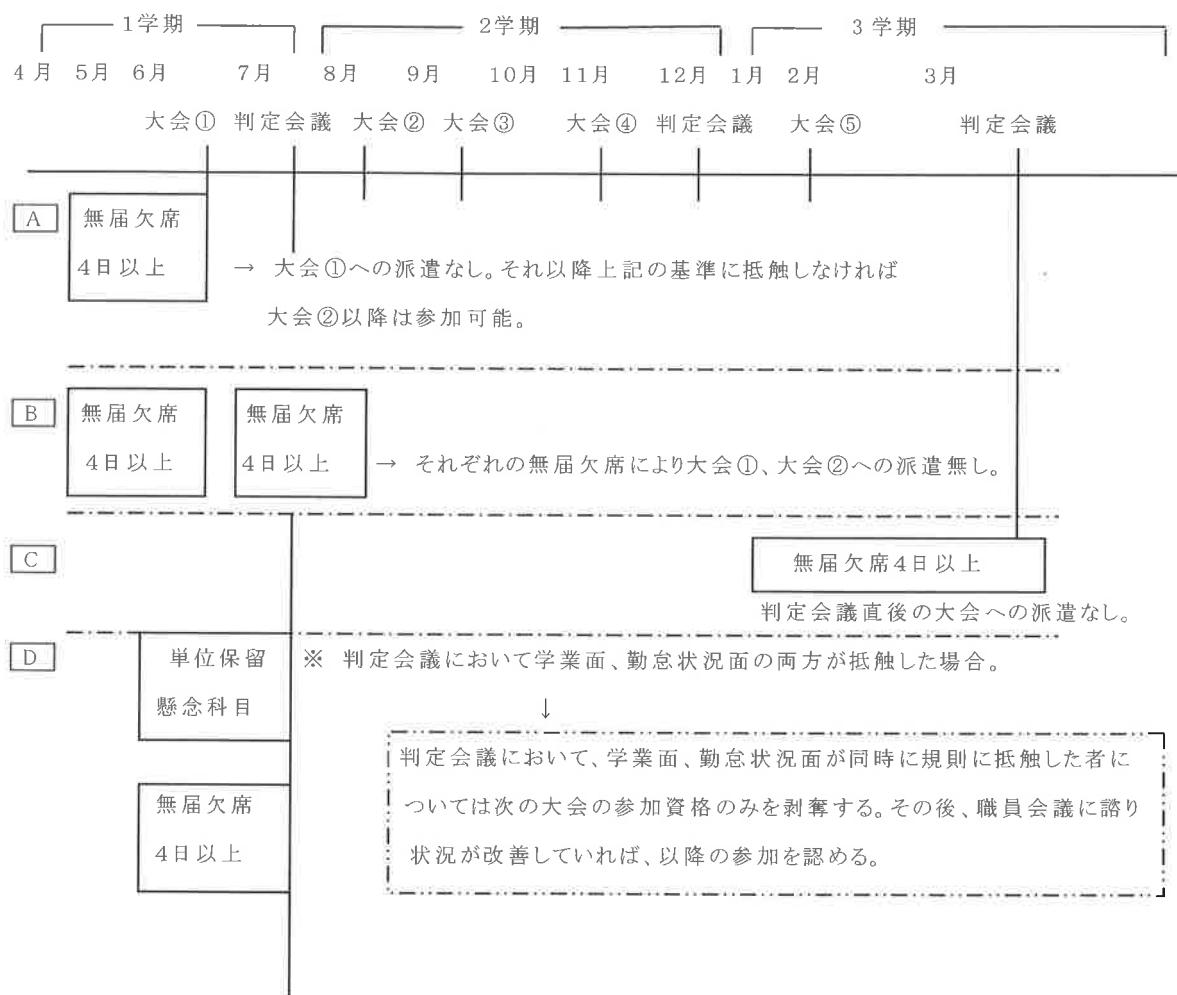
3 次の各号のいずれかに該当する者は出場資格を失う。

- (1) 繼続して活動していない者。
- (2) 健康状態が派遣するにふさわしくない者。
- (3) その他、職員会議において派遣するにふさわしくないと認められる者。

例《第3条2項(1)号》



例《第3条2項(2)号》



生徒の派遣に関する規程

(県外派遣日数)

第4条 派遣に要する日数は、往復の日数と競技会等への参加日数とする。ただし練習日1日を取ることが出来る。

(県外派遣人数)

第5条 派遣人数は、体育会系大会の場合は、登録人数内で予算に支障をきたさない数とし、文化系大会の場合は大会出場最小限の人数を原則とする。

(県外経費の算定基礎)

PTA 生徒派遣に関する規則、生徒派遣に係わる経費の算定等に関する細則による。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成22年度においては、移行措置として2・3年生は前年度までの勤怠状況及び学業成績については不問。新学年度1学期以降の勤怠状況及び学業成績について内規通りに適用していくこととする。

附 則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。